

# 福岡県公報

令和七年十二月九日  
第六百五十三号  
増刊  
①

## 目次

規則(第五十号)

○福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) ..... 一

## 規則

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
令和七年十二月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 福岡県規則第五十号

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式を次のように改める。

## 第22号様式(第13条関係)

産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定

通知書  
納額告知書

特別徴収義務者又は納税者

住所又は所在地

氏名又は名称

焼却最終施設又は分離場  
所在地

下記のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

登録番号			
指定納期限	年 月 日		

申告の対象期間	区分	本 稅		加 算 金					
		課税標準量	税 額	区分	対象税額	率(%)	金 額		
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			通常分		×	%		
	既確定額			5%加重分		×	%		
	差引額		①	加算後累積税額が300万円超のとき					
	更正 (決定) 事由			10%追加分		×	%		
				既納付確定加算金額		差引増減金額 ③			
				納入(納付)すべき額 (①+③)					
				通常分		×	%		
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積税額が300万円超のとき					
	差引額		①	10%追加分		×	%		
	更正 (決定) 事由			既納付確定加算金額		差引増減金額 ③			
				納入(納付)すべき額 (①+③)					
				通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			加算後累積税額が300万円超のとき					
	既確定額			10%追加分		×	%		
	差引額		①	既納付確定加算金額		差引増減金額 ③			
	更正 (決定) 事由			納入(納付)すべき額 (①+③)					
				通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
				加算後累積税額が300万円超のとき					
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			10%追加分		×	%		
	既確定額			既納付確定加算金額		差引増減金額 ③			
	差引額		①	納入(納付)すべき額 (①+③)					
	更正 (決定) 事由			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
				加算後累積税額が300万円超のとき					
				10%追加分		×	%		
合 計	確定額			既納付確定加算金額		差引増減金額 ③			
	既確定額			納入(納付)すべき額 (①+③)					
	差引額		②	過少		④			
				不申告		⑤			
				重加算		⑥			
				加算金合計 (④+⑤+⑥)					
				納入(納付)すべき額 (②+⑦)					

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって、指定納期限までに納入(付)してください。

納入(付)場所は、納入(付)書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

附則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。